

保健師、助産師、看護師、准看護師、  
歯科衛生士、歯科技工士の皆さん！



令和2年は  
業務従事者届  
提出の年です！！



### 業務従事者届について

業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士は、関係法令により、12月31日現在の氏名、住所等の事項を、2年ごとに届け出ることが義務付けられています。



### 業務従事者届用紙の配布

業務従事者届用紙は、保健所で配布します。お手数ですが、就業地を所管する保健所にお尋ねください。

また、岩手県のホームページから届出用紙をダウンロードすることができます。岩手県公式ホームページにて、「令和2年業務従事者届」で検索してください。



提出期限…令和3年1月15日（金曜日）

届出先は…就業先を所管している県内各保健所



問い合わせ先：最寄りの県内各保健所 または 県庁医療政策室（019-629-5406）

岩手県公式ホームページ：トップページ>暮らし・環境>医療>医療制度・政策>令和2年業務従事者届について